

(様式1)

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:中小企業支援課)

1	施設名	滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス							
2	施設の概要	敷地面積 632.89㎡ 延床面積 632.89㎡ 施設構造 エルティ932 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上18階建の4階部分を賃借							
		施設内容 SOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)による事業展開の支援							
3	募集概要	募集方法	公募						
		募集要項配布期間	平成28年 8月1日 ~ 平成28年 9月30日						
		申請受付期間	平成28年 8月1日 ~ 平成28年 9月30日						
		指定期間	平成29年 4月1日 ~ 平成34年 3月31日(5年間)						
		募集内容	(1) 施設の提供に関する業務 (2) ビジネスオフィスの施設の維持管理に関する業務 (3) ビジネスオフィス入居者の支援等に関する業務 (4) その他ビジネスオフィスの設置の目的を達成するために必要な業務						
	管理料参考額	21,855,000円(消費税および地方消費税を含む。)							
4	応募状況	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">申請者</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>大津市打出浜2番1号</td><td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">合計 1者</p>		申請者		所在地	名称	大津市打出浜2番1号	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
申請者									
所在地	名称								
大津市打出浜2番1号	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ								
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、審査基準に基づきあらかじめ定めた審査内容ごとに採点を行い、その結果に加えて、事業計画の内容や計画実行の能力等、指定管理者としての適確性を総合的に判断し、候補者として選定する。						
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	江口 ゆう子(独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 経営支援部 支援拠点サポート課 課長) 岡本 哲弥 (滋賀大学経済学部 教授) 田中 清行 (一般社団法人滋賀県中小企業診断士協会 会長) *辻田 素子 (龍谷大学経済学部 教授) 堀江 邦勇 (株式会社日本政策金融公庫 大津支店 支店長)						
		審査基準	別紙参照						
		審査経過	第1回滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 平成28年7月15日 (内容) 募集要項および審査基準の検討・策定、現地視察 第2回滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 平成28年10月18日 (内容) 申請者からのヒアリング・審査・候補者の選定						

審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ																																							
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○審査基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準1 (確保されない場合は失格)</th> <th>審査基準2 (配点40点)</th> <th>審査基準3 (配点20点)</th> <th>審査基準4 (配点40点)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>適</td> <td>30.8</td> <td>14.6</td> <td>31.6</td> <td colspan="2">77.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>84</td> <td>71</td> <td>77</td> <td>75</td> <td>78</td> <td>385</td> <td>77.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>21,855,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画を審査した結果、当施設の設置目的・運営方針を理解し、適切な管理運営能力を有しているとともに、県民の公平な利用が確保され、管理運営および収支計画が施設の効用を最大限に発揮させるものであることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>第2回指定管理者選定委員会の議題に係る主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラザが実施している創業者を発掘する事業における情報のストックを有効に活用し、草津SOHOへの入居者を確保するなどの手法なども評価できる。</li> <li>・切れ目なく入居してもらえよう、機動的な対応も検討していく必要がある。</li> <li>・他の施設の先進的な取組を学習する機会や、金融機関等とも連携し、より高度なレベルでの事業運営を期待したい。</li> <li>・草津SOHOに常駐しているIM（インキュベーション・マネージャー）だけでなく、セカンドオピニオンとしてサポートする体制を整えるなど、より手厚いサポート体制を期待したい。</li> </ul> <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県産業支援プラザを指定管理者の候補者として選定した。</p>							申請者	審査基準1 (確保されない場合は失格)	審査基準2 (配点40点)	審査基準3 (配点20点)	審査基準4 (配点40点)	合計		公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	適	30.8	14.6	31.6	77.0		申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	84	71	77	75	78	385	77.0	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
申請者	審査基準1 (確保されない場合は失格)	審査基準2 (配点40点)	審査基準3 (配点20点)	審査基準4 (配点40点)	合計																																				
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	適	30.8	14.6	31.6	77.0																																				
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																		
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	84	71	77	75	78	385	77.0																																		
申請者	提示額																																								
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	21,855,000円																																								